

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、生命を支える事業に携わる企業として倫理性と科学性を重視することを基本とし、株主やお客様をはじめとするステークホルダーの皆様に対し、経営の健全性、透明性、遵法性と公正さを確保することがコーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。

この基本的な考えに基づき、当社は、持株会社として、経営における意思決定および業務執行の効率性・迅速性の確保、経営責任の明確化を図るとともに、コンプライアンスの確保およびリスク管理の強化を通じて、企業価値の一層の向上に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社アルテミス	6,368,200	33.65
株式会社キースジャパン	1,163,140	6.14
THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT	1,018,800	5.38
PERSHING-DIV. OF DLJ SECS. CORP.	862,707	4.55
中村 和男	546,020	2.88
TAIYO HANEI FUND, L.P.	486,900	2.57
シミックホールディングス従業員持株会	450,896	2.38
GOLDMAN, SACHS&CO. REG	433,300	2.28
THE BANK OF NEW YORK 133522	340,600	1.79
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	290,960	1.53

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
原 護	他の会社の出身者													
高橋 俊雄	他の会社の出身者													
中村 明	他の会社の出身者													
小林 伸司	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
原 護	○	日本ヒューム株式会社 社外監査役	<p>長年にわたり企業経営に携わり、経営者としての豊富な経験及び見識を有しております。この経験及び見識を活かし、当社取締役会の意思決定の有効性及び客観性を確保する観点から当社の経営全般に助言頂くため、選任しております。</p> <p>また、当社の大株主や主要な取引先等の出身者に該当しない、当社との利害関係が無い社外取締役であることから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。</p>
			<p>長年にわたり企業経営に携わり、経営者としての豊富な経験及び見識を有しております。</p>

高橋 俊雄	○	—	この経験及び見識を活かし、当社取締役会の意思決定の有効性及び客観性を確保する観点から当社の経営全般に助言頂くため、選任しております。 また、当社の大株主や主要な取引先等の出身者に該当しない、当社との利害関係が無い社外取締役であることから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
中村 明	○	株式会社メディカル・プリンシプル社 代表取締役社長 株式会社クリーク・アンド・リバー社 取締役会長 株式会社ASK PLANNING CENTER 取締役会長	長年にわたり企業経営に携わり、経営者としての豊富な経験及び見識を有しております。この経験及び見識を活かし、当社取締役会の意思決定の有効性及び客観性を確保する観点から当社の経営全般に助言頂くため、選任しております。 また、当社の大株主や主要な取引先等の出身者に該当しない、当社との利害関係が無い社外取締役であることから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
小林 伸司	○	IPI株式会社 代表取締役社長	大手商社に入社後、ベンチャー型企業の経営者として成長基盤構築を推進した経験と実績を有しており、優れた経営執行能力を有しております。当社の経営全般への助言及び監督の遂行を期待し、選任しております。 また、当社の大株主や主要な取引先等の出身者に該当しない、当社との利害関係が無い社外取締役であることから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 **更新**

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 **更新**

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名評価報酬委員会	4	0	1	2	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名評価報酬委員会	4	0	1	2	0	1	社外取締役

補足説明 **更新**

当社は、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を中心として構成される「指名評価報酬委員会」を設置しており、CEOの推薦する取締役及び監査役候補並びに執行役員について、協議を経て当該委員会の同意を得ることにより、経営の公正性・透明性を確保することとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数 更新	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、コーポレート・ガバナンスを強化するために、監査役、内部監査部及び会計監査人との緊密な連携が重要であると認識しております。

内部監査部は、監査役との連携を定期的な連絡会における情報交換のほか、内部監査計画及び監査結果並びに内部統制評価の報告を通じて保持しております。また、監査役は、会計監査人から監査計画及び監査講評について報告を受けるほか、必要に応じて往査に立ち会うなどの手段により、情報を共有しております。内部監査部と会計監査人は、随時意見交換するなど緊密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 <small>更新</small>	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 <small>更新</small>	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
酒井 繁	公認会計士													
小林 郁夫	弁護士													
畑 敬	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
酒井 繁	○	—	公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、豊富な監査経験・知識に基づく視点を期待し、招聘しております。 また、当社の大株主や主要な取引等の出身者に該当しない、当社との利害関係が無い社外監査役であることから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
小林 郁夫	○	小林法律事務所 株式会社マースエンジニアリング 社外監査役	弁護士および薬剤師としての知見に基づき、取締役の職務の執行全般にわたり適法性、適正性を確保するための助言、監視を期待し、招聘しております。 また、当社の大株主や主要な取引等の出身者に該当しない、当社との利害関係が無い社外監査役であることから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
畑 敬	○	畑法律事務所 立教大学大学院 講師	長年にわたる弁護士としての豊富な経験と知見に基づき、当社における監督の遂行を期待し、招聘しております。 また、当社の大株主や主要な取引等の出身者に該当しない、当社との利害関係が無い社外監査役であることから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

--	--

独立役員の人数 **更新**

7名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在のところインセンティブ付与に関する施策は実施しておりませんが、取締役の報酬は、各事業年度の業績を踏まえて決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2015年9月期における取締役報酬等の総額は223百万円(うち社外取締役14百万円)であります。

(※注)

1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2011年12月15日開催の定時株主総会決議において年額500百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

取締役の報酬に関する情報は、ホームページに次の書類を掲載し開示しております。

1. 有価証券報告書
2. 株主総会招集通知(添付書類として事業報告を掲載)

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しています。各取締役の報酬額は、取締役会決議に基づき授権されたCEOが当社の定める基準に従い決定しております。当該決定に際しては、社外取締役を中心として構成される「指名評価報酬委員会」が、当該基準に照らしその適正性を確認するとともに、適切な助言を行っております。各監査役の報酬額につきましては、監査役の職務と責任等を勘案し、監査役の協議によって決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の専従スタッフは配置しておりませんが、要請に応じて関係部門が協力してサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1) 企業統治の体制の概要

1) 取締役会・執行役員について

当社におきましては、社外取締役4名(男性4名)を含む取締役11名(男性10名、女性1名)で構成される取締役会が、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。社外取締役は、取締役の職務の執行に対する取締役会の監督の実効性を高め、取締役会の意思決定の客観性を確保するために当社と利益相反の生ずるおそれがなく、独立性を有する4名を招聘しております。

なお、経営環境の変化に対し機動的な取締役会の体制を構築するとともに責任を明確化するため、取締役の任期を1年としております。また、当社は執行役員制度を採用しており、担当機能別の責任分担を明確化し会社の業務を執行しています。

2) 監査役・監査役会について

当社は、社外監査役3名(男性3名)を含む監査役5名(男性5名)で構成される監査役会を設置しております。監査役は、監査役会が定

めた監査方針、職務分担に従い、取締役会その他重要な会議に出席して意見を述べ、取締役の職務の執行を計画的かつ厳正に監査しております。

社外監査役は、取締役の職務の執行に対する監査役による監査の実効性を高めるため、当社と利益相反の生ずるおそれがなく、独立性を有する3名を招聘しております。

(2) 当該企業統治の体制を採用する理由

当社取締役会は、事業の専門性に鑑み社内取締役中心に構成されております。これにより健全で効率的な事業運営を実現するとともに、一方で社外取締役選任による経営の意思決定に係る客観性の確保及び社外監査役を含む監査役会の経営監視機能による透明性の確保が実現するものと考えられることから、上記企業統治体制を採用するものであります。

(3) 内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

内部監査は内部監査部が、当社各部門、各子会社における業務執行の適法性、健全性を確保し、業務の一層の効率化を図ることを目的として、業務全般にわたる監査を実施しております。内部監査部は、期初に策定した内部監査計画に基づき内部監査を実施し、監査報告書をCEOに提出しております。CEOから被監査部門へ改善指示書が出され、改善指示事項の回答書を被監査部門がCEOに提出し、内部監査部は改善実施状況について確認しております。

監査役会は、当社を中心にグループ全体を監査対象とし、取締役の職務の適法性及び妥当性について監査を行っております。監査役は、取締役会への出席、個々の取締役へのヒアリング、重要書類の閲覧に加え、常勤監査役を中心として当社各部門、各子会社への往査又はヒアリングを実施し、経営上の課題や重要なリスク等を把握しております。

監査役と内部監査部及び監査法人は、情報の交換を行い、相互に連携して監査を実施しております。

(4) 役員の指名及び報酬決定に関する事項

取締役候補者及び執行役員等の候補者の選任案につきましては、社外取締役を中心として構成される「指名評価報酬委員会」において審議し、審議結果を代表取締役が確認の上、取締役会に上程しております。

取締役及び監査役の報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しています。各取締役の報酬額は、取締役会決議に基づき授権されたCEOが当社の定める基準に従い決定しております。当該決定に際しては、社外取締役を中心として構成される「指名評価報酬委員会」が、当該基準に照らしその適正性を確認するとともに、適切な助言を行っております。各監査役の報酬額につきましては、監査役の職務と責任等を勘案し、監査役の協議によって決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社取締役会は、事業の専門性に鑑み社内取締役中心に構成されております。これにより健全で効率的な事業運営を実現するとともに、一方で社外取締役選任による経営の意思決定に係る客観性の確保及び社外監査役を含む監査役会の経営監視機能による透明性の確保が実現するものと考えられることから、上記企業統治体制を採用するものであります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	12月の年末の集中日を回避しております。なお、第31回定時株主総会は、2015年12月16日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2015年12月開催の定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2015年12月開催の定時株主総会より、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英訳版を作成し、当社ホームページに掲載しています。
その他	総会議案に関して十分な検討期間を確保することができるよう、2015年12月開催の定時株主総会より、招集通知に記載する情報を、発送日前に、当社及び東京証券取引所のウェブサイトにて公表しております。 株主総会では、映像資料を用いて、事業報告の主な内容や重要課題について株主に分かりやすく説明するとともに、株主総会後に懇談会を開催し事業内容の理解促進に努めています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社はディスクロージャーポリシーを作成し、当社IRホームページにて公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2015年9月期は年2回実施。第2四半期及び期末決算発表後に実施し、代表者による業績説明や事業戦略を説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	2015年9月期は実施なし。海外機関投資家対象のコンファレンスに要請に応じて参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社IRホームページにて決算短信、説明会資料、有価証券報告書・四半期報告書、シミックレポート、適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRグループが担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「シミックグループ行動規範」において、規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「シミックグループCSR基本方針」において、「シミックグループは、良き企業市民としての責任を果たし、社会から信頼される企業となるため、社員一人ひとりが常に高い志と倫理観を持ち、様々な活動に積極的に取り組みます。」と基本方針を定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「シミックグループ行動規範」において、「株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示し、経営の透明化を図る」ことを方針として定めております。
	シミックグループにおけるダイバーシティとは、女性を中心とした人材戦略に限らず、多様性を享受しながら、異なる考え方や働き方をお互いに尊重し合い、より質の高い議論や結論を導き出すことにより、高いパフォーマンスを発揮する会社になることと位置づけております。

その他

シミックグループは約5,800人の社員を有しておりますが、いかなる年齢層においても40%から60%の女性社員が活躍しており、女性管理職の比率も既に28%になっております。単に管理職への登用人数を増やすのではなく、登用後に管理職として会社への貢献度を高め、グループ全体のパフォーマンス向上に結びつくよう、人材育成に取り組んでおります。経営幹部育成を目的とした研修には約25%、リーダー層育成を目的とした研修には約45%の割合で女性が参加しております。

女性の活躍を支援する具体的な仕組みとして、時差勤務や短時間勤務のみならず、ライフイベントにあわせて柔軟な勤務ができるようにフレックス制を導入しており、女性の柔軟な働き方を支援しております。

シミックグループは性別のみならず、国籍、年齢、雇用形態等の違いに対してバイアスを持たず、異なる意見や考えをオープンに議論し切磋琢磨することを通じて、企業としての強さと価値を高めてまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

シミックグループは、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制基本方針を定め、本方針に従って内部統制システムを適切に構築し運用しております。

1. シミックグループのコンプライアンス体制

- (1) 企業活動を行う上で法令を遵守し、社会倫理に従って行動するという観点から、シミックグループ全役職員が準拠すべき基本的な指針として「シミックグループ行動規範」を制定する。シミックグループの役職員は、「シミックグループ行動規範」に基づき誠実に行動することが求められ、コンプライアンス担当役員がこれを推進する。コンプライアンス意識の強化に向けた取組の一環として、コンプライアンスハンドブック「CMIC WAY」を作成し、シミックグループの役職員に配付するとともに、定期的に役職員を対象としたコンプライアンス研修を実施する。
- (2) コンプライアンス上の問題点の早期発見、対処、発生防止等を目的として、「シミックグループ従業員報告・相談窓口」を社内及び外部に設置し、シミックグループの役職員からのコンプライアンス関連の懸念事項や職場環境等の問題点について報告・相談を受け付ける。受け付けた報告・相談については、報告・相談窓口及び同窓口事務局が客観的かつ公平に調査及び対応し、問題点の早期改善及び再発防止に努める。
- (3) 内部監査部門は、当社及びグループ各社におけるコンプライアンス遵守状況を監視する。

2. シミックグループのリスクマネジメント体制

- (1) シミックグループにおけるリスク管理及び経営危機に直面したときの対応の観点から、「シミックグループリスク管理規程」を制定する。同規程に基づき、リスク管理担当役員がリスクマネジメント(リスク管理)及びクライスマネジメント(危機管理)を統括するとともに、グループ横断的に業務運営上のリスク管理を推進する。
- (2) リスク管理及びインシデント管理は、当社及びグループ各社単体で情報の集約、分析及び原因究明を行い、迅速な情報伝達及び適切な対応を行う。重要な案件については、リスク管理担当役員にエスカレーションし、リスク管理担当役員は必要な対応を指示する。
- (3) 災害その他により経営危機が発生した場合には、「グループ緊急対策本部」を設置し対応を行う。

3. シミックグループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。コーポレート・ガバナンスの強化及び執行責任の明確化による業務管理体制の強化を目的として、執行役員制度を採用する。取締役及び執行役員によって構成される定例会議を毎月開催し、業務執行に係る戦略について十分な審議を行った上で、執行決定を行うことにより、取締役の職務執行の効率化を確保する。
- (2) 当社及びグループ各社の目標の明確な付与及び採算管理の徹底を通じた市場競争力の強化を図るために、目標値を年度予算として策定し、取締役会及び定例会議における業務執行報告により、業務の運営及び進捗状況の管理を行う。
- (3) 当社は、持株会社として、グループ各社との間で経営管理及び支援に関する契約を締結し、グループ各社への経営指導及び管理並びに財務・人事・総務・法務等のサポートを行うことにより、グループ各社の取締役の職務執行の効率化を確保する。
- (4) 社内規程に基づく職務権限及び職務分掌により、適正かつ効率的に業務を行う。

4. シミックグループのグループガバナンス体制

- (1) 当社は、持株会社として、全体最適の観点からグループ各社に必要な経営資源の配分を行うとともに、グループ各社の業務運営を管理・監督し、グループ各社の業務の適正を確保するための体制整備を行う。
- (2) グループ各社に対する管理基準を明確にし、相互の経営効率の向上に資するために「関係会社管理規程」を定め、これに基づき、グループ各社との間で「マネジメント合意書」を締結する。
- (3) グループ各社は、自社の事業の経過、財産の状況及びその他「マネジメント合意書」に定める重要事項について、定期的に当社へ報告し情報を共有するとともに、重要事項を行う場合には、その意思決定に先立ち、当社の担当部署に報告・協議を行うとともに、所定の承認を受ける。
- (4) 当社は、グループ各社に取締役及び監査役を派遣し、シミックグループ全体のガバナンスの向上に努める。

5. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理

取締役の重要な意思決定又は取締役に対する報告に係る情報に関しては、「シミックグループ情報管理基本規程」及び「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理を行う。取締役及び監査役は、これらの情報を適宜閲覧することができる。

6. 監査役の監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査役が、監査役を補助すべき職員を必要とする場合には、必要な人員を配置する。監査役を補助する職員の取締役からの独立性を確保するため、その職員の人事異動、人事評価及び懲戒に関しては、監査役の同意を得た上で行う。監査役を補助する職員への指揮命令者は監査役とし、監査役を補助する職員は、他の業務を兼務することができない。
- (2) シミックグループの役職員は、定期的に、また監査役から求めがあったときはその都度、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査部門は、内部監査の結果等を報告する。シミックグループの役職員は、重大な法令若しくは定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を知ったときは、速やかに監査役へ報告する。当社は、内部通報制度の適用対象にグループ各社を含め、シミックグループにおける法令、定款又は社内規程に違反する重大な事実その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。当社及びグループ各社は、これらの報告をした役職員に対して、報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行わない。
- (3) 監査役が職務執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- (4) 監査役は、必要に応じて役職員に対してヒアリングを実施するとともに、代表取締役との定期的な会合、内部監査部門及び会計監査人との情報交換を実施する。

7. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

「シミックグループ行動規範」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を排除するとともに、会社をあげて断固として立ち向かう。また、これらの活動を助長するような行為は行わない。平素より警察やリスク管理の専門団体からの情報収集・意見交換を行い、有事には協力して速やかに反社会的勢力及び団体に対処する。

8. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社及び当社の属する企業集団に係る財務報告が法令等に従って適正に作成されるために、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に準拠した内部統制の整備、運用及び評価を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

上記1.「7. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方」に記載のとおりであります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

